

## 令和7年第8回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年12月2日（令和7年11月26日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和7年12月12日（金） 午前9時30分  
 散会 午後1時43分

4. 応招議員

| 議席  | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石國佳壽子 | 2 番  | 奈須 正宜 | 3 番  | 鍵本 亜紀 | 4 番  | 野田 佳文 |
| 5 番 | 日高八重美 | 6 番  | 瀧田 均  | 7 番  | 平野 一成 | 8 番  | 宮田 博  |
| 9 番 | 中村 昌史 | 10 番 | 辰田 直久 | 11 番 | 山中 康樹 | 12 番 | 漆谷 光夫 |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 11名

| 議席  | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石國佳壽子 | 2 番  | 奈須 正宜 |      |       | 4 番  | 野田 佳文 |
| 5 番 | 日高八重美 | 6 番  | 瀧田 均  | 7 番  | 平野 一成 | 8 番  | 宮田 博  |
| 9 番 | 中村 昌史 | 10 番 | 辰田 直久 | 11 番 | 山中 康樹 | 12 番 | 漆谷 光夫 |

7. 欠席議員 1名

| 議席  | 氏 名   | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|-----|-------|----|-----|----|-----|----|-----|
| 3 番 | 鍵本 亜紀 |    |     |    |     |    |     |

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名    | 氏 名   | 職 名       | 氏 名   | 職 名       | 氏 名   |
|--------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長    | 大屋 光宏 | 副 町 長     | 白須 寿  | 総務課長      | 高瀬 満晃 |
| 資産経営課長 | 沖野 弘輝 | 情報みらい創造課  | 植田 啓司 | 地域みらい課長   | 田村 哲  |
| 財務課長   | 森田 政徳 | 町民課長      | 秋田 敏子 | 医療福祉政策課長  | 坂本 晶子 |
| 産業支援課長 | 小笠原誠治 | 建設課長      | 小笠原 清 | 保健課長      | 岩井 和也 |
| 羽須美支所長 | 峽戸真理恵 | 瑞穂支所長     | 三浦雄一郎 |           |       |
| 教 育 長  | 大橋 覚  | 学びのまち総務課長 | 原 拓矢  | 学びのまち推進課長 | 田村 成生 |
| 水道課長   | 三浦 康孝 | 監査委員      | 迫田 悦三 |           |       |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席  | 氏 名   | 議席  | 氏 名  |
|-----|-------|-----|------|
| 7 番 | 平野 一成 | 8 番 | 宮田 博 |

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 令和7年第5回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和7年12月12日（金）午前9時30分開議

### 開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第90号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
- 日程第4 議案第91号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正
- 日程第5 議案第92号 邑南町教職員住宅管理条例の一部改正
- 日程第6 議案第93号 邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- 日程第7 議案第94号 邑南町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 日程第8 議案第95号 邑南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第9 議案第96号 工事請負契約の変更契約の締結  
（高原小学校改修（2期））
- 日程第10 議案第97号 令和7年度邑南町一般会計  
補正予算第8号
- 日程第11 議案第98号 令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第4号
- 日程第12 議案第99号 令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第4号

- 日程第13 議案第100号 令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第2号
- 日程第14 議案第101号 令和7年度邑南町電気通信事業特別会計  
補正予算第2号
- 日程第15 議案第102号 令和7年度邑南町水道事業会計  
補正予算第3号
- 日程第16 議案第103号 令和7年度邑南町一般会計  
補正予算第9号
- 日程第17 閉会中の継続調査の付託
- 日程第18 議員派遣

令和7年第8回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

【令和7年12月12日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） おはようございます。  
（「おはようございます」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番平野議員。8番宮田議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 一般質問（ 通告順位第7号 ） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を行います。それでは、通告順位第7号野田議員の登壇をお願いいたします。  
（ 野田議員登壇、「拍手」あり ）

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 4番野田です。よろしく申し上げます。本日も、情報共有と周知をするという思いを込めて質問いたします。今回はマイナ保険証について。熊出没抑制と放任果樹対策について。観光振興についてです。最初の質問は、マイナ

保険証についてです。救急搬送時にマイナ保険証の医療情報を活用する仕組み、10月から全国の消防本部で始まったこともあり、令和6年3月にもマイナ保険証について質問したんですけど、再び質問いたします。令和6年3月の定例会で関連した質問をした際は、この実証実験中で、当時の総務課長から検証の結果を注視しているとの発言がありました。また、マイナンバーカードと保険証の一体化への町の対応について町民課長は、町としてはマイナ保険証のメリットを周知し利用を推進していきたいと考えている。安心してマイナ保険証を活用をしていただけるよう、町としても取り組んでまいりたいと思っています、と答弁されております。前半のほうでお話ししましたが、今年10月から救急搬送時にマイナ保険証の医療情報を活用する仕組みが、全国の消防本部で始まりました。救急現場でマイナ保険証を用いることで、救急隊員が専用端末を使い傷病者の医療情報を確認し、より円滑な搬送先の選定や適切な処置が行えるようになります。命を守る大切なことだと思いますので、周知のために再び質問をいたします。消防庁のホームページには、119番通報で駆けつけた救急隊員は、搬送される御本人のお名前や生年月日等の基本的な情報のほか、かかりつけの病院、これまで服用しているお薬など、様々な情報の聞き取りを行っております。これらの情報は、搬送する病院の決定や救急車車内での処置、病院到着後にすぐに治療を始めるための準備などに役立てられており、御本人の命を守るために欠かせない情報となっております。一方で病気やけがで苦しむ御本人や気が動転している御家族から、これらの情報を正確にお伝えいただくことは、場合によっては困難な場合があります。マイナ救急では、救急隊員が御本人のマイナ保険証を活用し、傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧します。御本人や付き添われる御家族の方の負担を軽くするとともに、傷病者の方がよりの確な処理を受けるのに活用しますとあります。この中でも特にその救急車を呼んだときに、いろいろと家族は気が動転することもあるとあって、これは自分自身も経験していることですが、普段飲んでいる薬があれば薬そしてお薬手帳が重要となります。本当にこの救急搬送経験していることから、この薬の情報というの大切さは十分理解しております。この仕組みを本町でも生かしていくには、マイナ保険証登録し日常的に携帯しておくことも重要で、今後のデジタル社会の進展に伴う基本的なツールとして、利用されるものであると考えます。先日の新聞記事には、マイナンバーカードの保有枚数が1億枚を突破し全人口に対する割合は80.3%。10月末時点で、マイナンバーカード保有者数の約88%がマイナ保険証を登録しているものの、医療機関などでの利用率は37.1%にとどまっているとありました。救急搬送時の医療情報の活用を進めるためには、まずマイナ保険証の登録率を高めることが必要だと思っております。マイナ保険証の登録、利用促進に向けた取組について答弁を求めます。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） マイナ保険証についての御質問をいただきました。昨年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了しマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行され、1年が経過いたしました。町のホームページにおいては、医療機関の窓口ではマイナ保険証を利用していただくよう案内をしております。また、町が所管している国民健康保険・後期高齢者医療保険につきましては、令和7年7月に有効期限を迎えるお知らせを5月に行っており、それに併せ、広報おおなん及びケーブルテレビでのデータ放送におきまして、利用促進のお知らせをしております。7月には国民健康保険加入者には資格確認書又は資格情報のお知らせを、後期高齢医療保険加入者には資格確認書を送付をしており、その際にもマイナ保険証の利用を促すチラシを同封をしております。なお国保診療所の、阿須那・日貫・矢上診療所につきましても窓口での声掛けを行い利用を促しており、最新で把握している9月の利用率は、阿須那診療所が75%。日貫診療所が100%。矢上診療所は88%の利用率となっております。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 様々な周知をされていること。あと利用率に関しての間ちょっと新聞で記事を見たときに、山陰での利用率がちょっと低いなと思ったけど、今邑南町の利用率を聞いたときに、ちょっと利用率が高いなと思っておりました。引き続きこの周知等努めていきたいと思っております。病院とかにも行くとポスターとかも貼ってあるし、スーパーに行ったときもいろいろとポスターが張ってあるので、それも含めて引き続きの周知や問合せがあったときには、しっかりと対応していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。次の質問なんですけど、もう一つ大切なのは登録していても手元にカードがなければ救急現場で使えないという点もあります。新たな仕組みを生かすには、日常的にカードを携帯する意識を持つことも必要だと思っております。消防庁のページには、もしものときに備えてマイナンバーカードを持ち歩きましょう。マイナンバーカードってあるけどマイナ保険証のことだと

思いますけど、そのように書かれております。他の自治体でももしものときに備えて、マイナンバーカードを保険証として利用登録し、普段から持ち歩くようにしましょうと、町のホームページも積極的に載せて周知されております。そこで、お尋ねします。実際に救急現場でどのように活用されるのかを紹介するなど、町民の理解が深まるような工夫も必要だと思います。マイナ保険証を登録していても救急現場で手元になければ活用できない。もしものときに備えるための、町の対策について答弁をお願いします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） ただいま議員がおっしゃられましたように、マイナ保険証を登録していても、救急現場でマイナ保険証が手元になければ活用はできません。この制度につきましては、江津邑智消防組合のホームページ及び広報おおなんにて周知をされております。いずれにいたしましても、保険証がマイナンバーカードにひもづけをされていなければ、マイナ保険証としての活用もできません。またマイナンバーカードを持ち歩くことに、不安を持たれている方もおられると聞いております。マイナンバーカードは運転免許証と同様に、身分証明書として活用もできます。持ち歩いて紛失などをし仮にマイナンバーを知られたとしても、マイナンバーから税や年金などの個人情報を探ることはできません。申し上げましたような、マイナンバーカードを持ち歩くことの利便性を広報していくとともに、もしものときに活用できるようひもづけの必要性、マイナ保険証のメリットについて改めて周知をしていきたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 先ほどなくしたときの心配もあるとおっしゃったけど、それは大丈夫というか安心してくださいということもありました。その点も心配になってたけど、自分自身運転するとき必ず運転免許証を持っています。そのように、常に携帯するというのがいざというときに医療機関との連携をスムーズにし、命を守る仕組みを御理解していただくとともに、しっかりと安心性というものを周知しながら

引き続きお願いしたいと思っております。状況が変わることもあると思っておりますので、また改めて3月にも、周知を含めて別の角度でマイナ保険証については質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。続いては、熊対策についてです。毎日のように熊出没に関するニュースを目にします。町内でも熊の目撃情報があります。町としてLINE、防災無線、ケーブルテレビなどで注意喚起をしています。熊が人里に近づく大きな理由の一つに、放置された柿の実などの果樹が餌場となっていることが指摘されております。熊対策については、4月から鳥獣害対策でお世話になってる専門家の方に、いろいろとお話を聞きに行ったりしておりました。その際ある地区に出かけたときに、熊に柿を食べられたという話を聞きました。目撃したのではなくて、設置していたカメラに写っていたそうです。すぐに残っていた柿をとったそうですが、熊は学習し伐採も考えなければならないと検討されております。専門家の方は、柿を食べて山に戻って熊がふんをし、そこで何年かたって大きくなって柿の実がなる。それを食べるようになるんです。実際その柿が不作になったときには、町に出てくる可能性もあると指摘されておりました。高齢化が進む中で、柿の木を切りたいけど自分ではできない。費用がかかるので、そのままになっている。自分の敷地の隣に柿があるんですけど、その敷地の人は町外に出ていて、対応ができないという声を聞きました。地域の安全を守るには住民一人一人の協力が欠かせませんが、住民の努力だけでは限界がある現実もあると思っております。ある自治体では放任果樹、柿、くり、クルミなどが熊を誘引する要因となっていることから、熊出没抑制と人身被害の未然防止を目的として、放任果樹対策緊急伐採事業を行う自治体もありました。その自治体では、次の3要素を全て充足する果樹を対象としております。まず一番目が、適正な管理が相当期間行われていない。所有者による速やかな管理や伐採が困難な果樹。2番目が、熊の出没が確認されている地域に存在する果樹。3番目が、熊を誘引する恐れが高く、緊急に除去する必要がある果樹。この三つなんです。これに関して伐採費用を補助金として交付するのではなくて、行政が直接所有者の同意のもとに伐採を行っているそうです。これはなかなか大変なことだと思います。邑南町アプリには、熊は柿などの果樹を好んで食べ人里近くの果樹に執着する傾向があります。人里に引き寄せないために、果樹をお持ちの方は次の点に御注意ください。1つ。柿などの果樹は全ての果実を収穫してください。2つ。収穫しない又は管理が難しい時期は、可能な限り伐採するなど熊の餌となるものを取り除いてください。御自身で伐採が難しい場合は、役場産業支援課へ御相談くださいとあります。そこで、お伺いします。放任果樹が餌場となる場合もあり熊の出没抑制のための伐採には、支援等も必要ではないでしょうか。放任果樹対策について、答弁をお願いします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 熊対策の一つとして、放任果樹対策についての御質問でございます。放任果樹とは議員もおっしゃいましたところでございますが、以前は利用していたが、現在は収穫管理されなくなった柿の木などの果樹のことでございます。空き家等が増えていることから、この放任果樹も増えているという状況でございます。野生動物にとっては大変魅力的なものです。特に山中のドングリなどの堅果類というドングリなどが少なくなったときには、食べ物を探して移動する猿や熊などが人里に寄り付く要因ともなったりするものでございます。議員御質問の放任果樹対策でございますけれども、まずは果樹を所有する方御自身で、身を守るための対策として対応していただくことを、基本に考えているところでございます。例えば、柿の木を全て収穫したり、手が届かず収穫できない枝は切り落としたり、木の幹にトタンを巻いて熊が登りにくくするなどの熊が味を覚えないようにすること、また、出荷用であったりするような果樹につきましては、水稻でも使うイノシシ対策電気柵などを活用して防ぐことも、有効だと考えております。そして全く収穫しない、する見込みのない放任果樹につきましては、伐採をしてしまうということも考えられるというところでございます。こういった放任果樹の伐採など対策への支援としましては、先ほど例に挙げられました伐採経費の補助という形ではございませんが、邑南町でも支援する事業はございます。具体的には、町が指名する鳥獣被害対策実施隊員がまず現地を確認をしまして、鳥獣被害防止のために伐採が必要と認めた放任果樹につきましては、国の交付金などを活用して、業者委託等によりまして伐採をするというものでございます。本年度は東北地方を中心に熊の被害が多発したという影響もございまして、町の防災無線での放任果樹伐採の呼びかけに対しまして、町民の方から多くの相談が寄せられたところでございます。その結果12月10日、一昨日時点でございますけれども、支援により33本が伐採をさせていただいたところでございまして、今後も17本を伐採予定という状況となっております。来年度も国へ引き続き要望をしまして、熊等を引き寄せる放任果樹の伐採支援は行っていく予定でございます。今後とも産業支援課のほうに御相談いただければと考えております。また、町内に在住していない方が所有する果樹等も多数あると思われまして、そういった方にも伝わるよう、固定資産税の通知等に併せまして町の支援の周知とともに放任果樹伐採の呼びかけを行って、熊等が寄りつかない環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） いろいろと対策されていることがありました。その伐採のした数とか直接聞けば分かることなんですけど、それを聞いて自分の中に納得するだけではなく、こうして町民の皆さんの前で、伐採した数とか今後の予定数とか伝えることによって、じゃあうちもとなっていけばと思っています。しっかりといろいろと対応策していただきたいと思っています。よろしくお願ひします。続いては観光振興についてです。観光に関する質問は1年ぶりです。観光振興については自分が議員を目指したきっかけでもありますし、町長の所信表明を聞いてまずどうすれば実現できるのか、町の施策でいろいろやられると思うんですけど、自分もやはりそこを目指していた部分もあるので、自分で何ができるかという仕掛けとか仕組みはないかとか、いろいろと考えていた1年でもありました。あと11月に町民の方から観光振興について、こういう内容で質問してはどうですか。本当そのまま通告書にも使えるような内容でメールをいただきました。1年ぶりに観光振興について、しっかり質問したいと思っています。町長の所信表明に、道の駅・霧の湯の大型投資を町の財産として、産業振興、観光の核として活用します。東京等の遠くのほうではなく、松江や出雲、広島方面。邑南近郊での近隣での邑南町の知名度アップと誘客活動を行う。道の駅・香木の森・三江線鉄道公園を観光の拠点とし、訪れた観光客が町内の他の施設や自然を体験する等邑南町丸ごと楽しむ。町内の周遊につながる観光振興を行いますとあり、この所信表明を聞いてから1年がたちました。邑南の里ができてから、大変なにぎわいとなっております。このにぎわいを周辺に広げようと活動を始めた団体もあります。また、町内周遊を促す施策が見えないという声も聞きました。そこでまず最初の質問です。邑南の里から12地区への訪問・町内周遊について、例えば、シーズン前に12地区の観光スポットを紹介する写真展等が可能であると思うが、具体的な施策について答弁をお願いします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 道の駅での12地区を紹介する具体的な施

策についての御質問でございます。道の駅邑南の里は、12地区とつなぐ道の駅を基本コンセプトとして整備をされたものでございます。そのためにも邑南の里への移行後は、観光案内所には邑南町観光協会が常駐し、施設案内をはじめとしまして、町内の観光情報や飲食店の紹介等を担ってございます。ただ、まだオープンをして移転をしたばかりでございますので、なかなか軌道に乗ってない部分はございますが、今後とも12地区とつながる観光への進展を一層推進していると考えております。議員御質問の具体的な施策につきましては、観光協会とも検討中のものとしましては川角集落の花桃など、季節の話題を活用した取組みを道の駅の機能と連携させて実施する予定としていただいております。春先のシーズン前には道の駅2階ラウンジを活用して、議員も御提案の写真展などの紹介コーナーを設置しまして、花見頃となる4月中旬ごろに、地域への誘客につなげる取組みを各地区に展開することは、観光資源の周知と地域の観光動線の創出という点でも有効であると考えております。写真展を通じて花の魅力を前もって発信することで来訪の動機づけを高めまして、現地の訪問のときには、地区の体験へと結びつける相乗効果が期待できると考えております。これにより観光協会が地域と一体となって、季節ごとの魅力を継続的に提供する体制を整えることが可能となると考えております。今の1例ですけれども道の駅を起点として、各地区の体験プログラムへ参加することなど地域との協働による観光ツアー造成についても、観光協会を中心に検討を進めているところでもございます。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 今やるって、自分は受け取っていいのでしょうか。春に向けてそういった動きをやっていただきたいと思います。もちろん冬はまず時間がないので難しいと思ってました。邑南町のインスタグラムも今公式になったんですよ。これではかなりのフォロワー数が伸びておって、秋の紅葉シーズン前に1回紅葉スポットめぐりってというか、紅葉スポットの場所も先に発信されていたので、いいことやってるなと思っております。自分もあれだけの人が邑南の里に来るのを見て、全員が全員インスタグラムを見てSNSを見てると限ってないと思うんで、実際に邑南町の12地区にはこういうスポットがあるということを実際見てもらって、早めに見て観光シーズン、例えば、紅葉シーズン前に見てもらって、次の紅葉のときに前もって計画していただいて、いろんな箇所を見ていただいて、町内を周遊していただきたいとも思いもありました。町もやると今自分は受け止めてもおります。自分の中でも

今回準備してあります。もうやらないという選択肢はないので、自分も一緒に何か協力できることがあればやりたいと思っております。また相談させてください。よろしくお願ひします。次に、松江出雲広島方面での近隣での邑南町の知名度アップと誘客活動について、この1年でどのようなことを行い成果について答弁をお願いします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 近隣での邑南町の知名度アップ、誘客活動の内容、その成果についての御質問でございます。主に広島方面への取組み。近隣と申しますのは広島方面の取組みになりますが、邑南町では広島市を中心とした、広島・山口・島根3県33市町で構成される、広島広域都市圏に加盟しております。構成市町で開催されるイベントに参加することによりまして、邑南町の認知度向上と誘客の起点づくりにつなげているところでございます。またそのほかにも広島方面をターゲットにした取組みとしましては、邑智郡三町で構成する江の川流域広域観光連携推進協議会による各種イベントへの出展、また浜田との食に関する協定に基づく両市町の食材を生かしたイベントの開催、毎年1月に広島ゲートパークで開催する、島根ふるさとフェアなどへの積極的な参加によりまして誘客促進を図っているところでございます。本年度4月から現在までの参加状況としましては、12のイベントに延べ16日間の参加をさせていただきまして、計34の町内事業者の方にも出展をいただいております。また、一部のイベントには職員も同行し一緒に邑南町のPRを行っております。こういった広島方面への、先ほど申し上げた出店数につきましては、昨年、一昨年に比べ増加をしているというところでございます。参考でございますが、先ほど議員もおっしゃいました邑南町公式インスタグラムのフォロワー数は、本年度4月当初の2,000人から現在は約4,200人へと倍増しております。これらイベントの出展開催等が、町の知名度向上と来訪のきっかけづくりとなった効果のあらわれの一つではないかと考えております。また、邑南町へのふるさと納税におきましては、納税人口が圧倒的に多い東京大阪神奈川の3大都市圏に次いで、広島県の方からの寄附件数が第4位を占めているという状況が続いておりますところ、昨年令和6年度は、寄附の申請件数については、神奈川県と同じく第3位となったところでございます。こういった数値なり成果が、地域の魅力発信が高まっていることの裏づけになっているのではないかと考えておりますので、今後の誘客の仕組みづくりが重要になってくるとも考えております。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 知名度が向上しているのは、多分本当にそうなってると思ってます。ちょっと自分が勘違いしていたのか、例えば、松江・出雲でこういう知名度アップしたとして、実際に来てもらうっていうことも誘客の中に入っているんだと思うんです。来てもらうことも。例えば広島だったら、広島から来られたら広島ナンバーとかで分かるじゃないですか。ただ出雲ナンバーあるけど、松江とかの来た人達は島根ナンバーだから、松江からどれくらい来たかって実際に見えにくい部分があるんです。その辺についてどのように分析するのかっていうのが、自分は疑問に思ってたというか知りたかったんです。何か考えていることっていうのはあるのかという前に、先に一つ参考までに言っておきます。自分は大田にあるお店によく行くんです。そこには島根県の地図が手書きで書いてあるんですよ。そこにどこから来たかっていうのを、丸いシールで自分で張っていくっていう取組みをされているんです。あれを見ると邑南町から来てるんだなというのが分かります。全員が全員やるとも限らないんだけど、こういったアナログ的なことで、松江から来た人が松江から来たというシールがあれば、なんとなくどれくらいの人 coming しているのかなというのは、来た人も参加しながら成果っていうもので、見えてくるのかなと思うんですけどいかがですか。その辺の成果の見方っていうか、どういうふうに成果を図っていくのか、数字にするにしても、以前道の駅のレジカウンターで、町内と町外の人どう見分けるのかっていう何かそういった質問もあったと思うんだけど、松江から来た人と出雲から来た人とか、どのように数値を成果として図るのか。何か方法があれば教えてください。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 山陰道が開通して松江・出雲から邑南町への距離感が変わった中で、春に霧の湯、夏に道の駅邑南の里、秋には宇都井の宇都井駅が土木遺産に認定されるなど、地元紙等でニュースが出るとすごく反応は大きいのかなと。松江道の会議には極力参加させていただき懇親会に出たとき、道の駅とかの話題になって、行きましたっていう話を聞いて、以前よりすごく意外とっていうか松江・出雲か

ら行かれる方も多し、行くと近くなりましたねっては会話になります。実感としては多くなったなって思うんですが、その実感がきちっと数字なり目に見える形っていう意味では、邑南町にどこから来ていただいているかっていう手法として、シールを張っていただくとか、スマホとかを使った簡単なアンケートができるとか、それに対して、応募していただくと何らかのお返しができるっていう仕組みもあるのかと思います。改めて今後の戦略を練る上では、実際どこからどの程度来とられるか。若しくは思った以上に遠方からとかいうこともあると思いますので、分析の仕方として参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 参考にしていただきたいと思います。自分も松江からどうやって人を呼ぼうかということは常に考えていて、広島に行けば必ず広島城を撮ってそれをインスタにあげて、広島城と二ツ山城をつなげて来てもらうようにしております。この間松江に議員研修でいったときちょっと早めについたので、松江城撮影して、今後それを邑南町に引っ張るような感じで発信していきたいと思っています。自分もいろいろ協力していきたいと思っています。よろしくお願ひします。続いては、ふるさと納税の使い道に、観光スポットの維持管理を加えてはどうかということです。町の観光マップには載っていないが、町内外県外から訪れる観光客の目的地となっている場所があります。ただ、草刈りなどの維持管理が高齢化・担い手不足により難しくなって、景観や安全性の確保に支障が出始めている場所があります。実際に町内の幾つかの観光スポットでは、継続そのものを検討せざるを得ない状況が生じていると聞いております。幾つかです。実際に自分もよく訪れている場所ですけど、1か所ではないです。来年どうなるか分かんないっていうのは、今聞いております。この間2年ぶりに観光マップに載っている場所に行ったんですけど、自分のSNSではちょっと紹介できないかというような状況下にもありました。その一方で、昨日も辰田議員おっしゃった鬼の木戸なんですけど、邑南町版フットパスっていうか、以前一般質問で言ったと思いますが、この邑南町の森林や田園風景、古い町並みなどを風景を楽しみながら歩くという体験です。これは町長が所信表明で言った、邑南町丸ごと楽しむにつながるかと思ひましているいろいろと動いておるんですけど、邑南町版フットパスの相談を受けました。町からではないですけど。先ほど言ひましたけど、辰田議員が昨日おっしゃった中野の鬼の木戸、頻繁に訪れるようになって、SNSにあげてることも

あったのかどうか分かりませんが、本当に訪れる人が増えて、この間新たに地元の方が看板を設置されました。本当に感謝しております。こうして管理はこれからまた始まることもあれば、ちょっと難しくなっている場所も出てくることはあります。観光振興の基盤となるこれらのスポットを守り続けるためには、財源の確保と住民や来訪者が応援しやすい仕組みづくりが求められると思います。ふるさと納税の使い道の例として、ちょっと事例は異なりますけど参考までに聞いてください。岡山県美咲町に視察に行きました。そこでは81の自治会を13の地域運営組織に再編して、ふるさと納税の使い道として、それぞれの地域協議会を選択できる制度を導入しております。例えば、〇〇まちづくり協議会が実施する事業の充実を図るために、活用させていただきますとあります。これによって、寄附者が地域単位で応援できる仕組みになっておいて、この仕組みによって、各協議会の発信力や運営力の向上につながっていると聞いております。田村課長も一緒に行かれたので、資料をもらわれていると思います。また参考になればと思います。美咲町の例は、観光スポットとは違いますが、邑南町としても参考になるのではないかと思います。このように、ふるさと納税の使い道を地域や目的ごとに選択できる仕組みは、地域の自主性を高め、住民と寄附者が一体となって地域づくりを進める有効な手法であると考えます。邑南町の観光スポットの中には、地域の皆さんが主体となって維持管理を続けてくださっている場所もあります。こうした活動を後押しするためにもふるさと納税の使い道に、観光スポットの維持管理を新たな選択肢として位置づけることは、寄附者の思いを事業に反映しやすく発信しやすく、来訪者が応援しやすい制度につながると思います。観光スポットで維持管理が難しくなっている場所もある。様々な支援が考えられる中、ふるさと納税の使い道に観光スポットの維持管理を加えてはどうか。答弁をお願いします。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** ふるさと納税の使い道に、観光スポットの維持管理を加えてはどうかという御意見でございます。ふるさと納税は寄附者の意思に基づく財源でございます。議員おっしゃいましたような御意見につきましては、制度の趣旨に沿う大変貴重なものであると受け止めております。確かに観光スポットへの維持管理につきましては、高齢化や人材不足等もありまして、維持管理が難しいという現状も踏まえ、対策にこういったものを活用するという事は、一つの手法であると考えられます。一方でそのふるさと納税の使途につきましては、今ありました

ようなものも1例でございますけども、町政全般・多岐にわたる分野に関係し、いろいろな要請に基づいて決定をされるというものでございます。今おっしゃいました、地域と一緒に検討するという仕組みは現在のところございませんが、個別の課だけで判断することはなかなか難しいということで、現時点では庁内の関係機関と協議をさせていただくという体制になっておりまして、本日ありましたような御意見につきましても、関係課と十分に協議を行う必要があると考えております。今後、いただきました御意見を踏まえまして、また、寄附者の意向の反映や本町の施策等の整合性も踏まえながら、使途項目の在り方については役場庁内で検討し、総合的に判断させていただきたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） しっかりと協議していただきたいと思います。町政座談会の中でふるさと納税の強化って町長が言って、その中でふるさと納税の使われ方を見せる。そして町民に広めてもらうっておっしゃった。やはりこういったことも大切だと思います。今回自分の提案をいろいろ協議してもらって実現していただければ、本当に自分自身も積極的に発信をしていきたいと思います。町内出身者で今町外に住んでいる方が、本当にいろいろな邑南町の歴史とか積極的に発信されております。そういったことも含めていろいろと協力・発信していきたいと思っております。よろしくお願ひします。続いては、観光客の一括予約サイトの進捗状況です。これは令和5年8月24日産業建設常任委員会で説明を受けました。観光客の一括予約サイトについては、観光庁の、令和5年度地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業の中にあり、事業内容の中に明記されている一括予約サイトの構築は、事業期間中から短期的な機能充実イメージとして、一括予約サイトへの参画を呼びかけるとあります。令和6年度重点項目事業の実施状況と評価においても、町内の観光資源を面的につなぐ旅行商品、開発、情報提供、観光客の一括予約サイトの運営支援等とありました。決算審査のときに聞いたんですけど進んではおりませんでした。そのとき観光協会のホームページには、ちえホリでしたっけページがあつて、未完成だということを確認しました。11月初旬にホームページを見ていたら、それがなくなっていた。すごく期待はしておりました。これは国からの補助金も使われているんですけど、これできなかった場合はどうなのかというのはちょっと心配なんですけど、観光客の一括予約サイト進捗状況について答弁お願ひします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

○漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 御指摘の点は令和5年度に観光庁の、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を活用しまして、邑南町観光リ・ハック協議会が整備した、一括予約サイトちえホリのことでございます。このサイトにつきましては、町内の宿泊・体験・飲食店などの予約を一括して行える仕組みを構築し各施設をつなぐことで、リピーターの増加や滞在時間、消費額の拡大を目指して整備されたものでございます。現在の状況でございますが、運営母体であるリ・ハック協議会事務局に確認をしましたところ、サイト自体は令和6年3月に完成しまして運用を開始いたしました。不具合が生じたところから改修作業を行っていたということでございます。その後再開に向け進める中で、リ・ハック協議会事務局とホームページ制作会社との間で調整がつかず、現在も閲覧できない状態が続いているというところでございます。リ・ハック協議会の事務局によりますと、ホームページ制作会社と速やかな運用の再開を目指して、現在も調整中とのことでございます。町といたしましても国の補助事業、先ほど議員もおっしゃいました御指摘ございましたように、国の補助事業でもございますので、そういったもので整備をさせていただいたサイトであるということから、運用再開に向けて指導してきたところでございます。引き続き早期の再開に向け、助言・指導してまいりたいと考えているところでございます。

●野田議員（野田佳文） 議長、4番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 4番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 引き続きよろしく申し上げます、では終わりたいんですけど。万が一できなかった場合はどうなるのかってお聞きしたいんですけど。よろしく申し上げます。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

**○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** まず、この再開に向けた取組につきまして、再開できないということはないということを前提として、こちらも指導はさせていただくところがございます。万が一というところがございます。先ほども申し上げましたように、国の補助事業を使いまして、もちろん町の財源を使っているところがございますので、状況に応じては、補助金を返していただくということも検討していかないといけないということがございます。それ以前に、まず必ず実施はしていただくということで、状況・進捗を把握する中で、例えば期限を設けてやっていくとか、そういったところの手法をとりながら、これからの動向を確認していきたいと考えております。

**●野田議員（野田佳文）** 議長、4番。

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 4番、野田議員。

**●野田議員（野田佳文）** 早くできるようになればいいなと思います。今日のところはこれで質問を終わらせて、この件に関しましては委員会等がありますのでその辺で調査を開いてもらって、そのときにまた報告してもらおうということもあると思います。よろしくお祈いします。以上で一般質問を終わったんですけど、観光に関しては、来年度の新しい観光ビジョンにかなり期待しておりますので、またそのとき提案若しくは実行できることがあればいろいろと協力します。よろしくお祈いします。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

（野田議員降壇、「拍手」あり）

**●漆谷議長（漆谷光夫）** 以上で野田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時35分といたしますので、よろしくお祈いいたします。

—— 午前10時21分 休憩 ——

—— 午前10時35分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 一般質問（ 通告順位第8号 ） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開をいたします。続きまして、通告順位第8号山中議員の登壇をお願いいたします。

（山中議員登壇、「拍手」あり）

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 11番山中でございます。今定例会の、最後のトリをやらせていただきます。今日は大変寒いような朝でございましたが、私の質問も身も心も寒いような質問をいたしますが、最後にはみんなが心が暖かくなったということで新年を迎えたいと思っております。この度は二つほど通告をしております。まず一つにつきましては、町の施設管理における職員の不祥事に関わる諸問題についてということで、これは今まで副町長から話をさせていただいておりますので、これにつきましては大屋町長の思いというものをしっかりと聞きたいと思っております。そして二つ目には、公営住宅。これは県営そしてまた町営に限らず、外国人の入居審査についてお尋ねしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。私、6月、9月、この度の12月の定例会の質問に立っておりますが、新たに大屋町政になってからと思えます。私4年ぶりに出ましたが、一般質問を聞いておりまして、各担当の課長さんのから、最終的な数字というものがなかなかパツと言われぬ。あとまた気になりましたのが、大体通告書を出しますと国会議員のように、これは重点は何を聞かれるんですか、というようなことを4年前までは聞いておりましたが、それが私の場合でも、6月、9月、この度でも、担当課のほうから何にもお尋ねがありません。これが正式なのか、若しくはそれに伴う数字的なことを急に質問したときに、生放送してるのに、どうなんかなということを考えながら、3回目の質問は入らせていただきます。そういうことは別にいたしましてまず最初に言いましたように、町の施設管理における職員の不祥事に関わる諸問題について、町長に問うと挙げております。これは、令和3年11月の町政座談会で水道水に濁り水が出るということが、関係する住民さんから話が出たと聞いております。そして、その問題を町職員が1年以上放置していながら、その住民さんに上司の意見も聞かずに転移するように促す文章を勝手に送り住民さんは退去された。私にしてみたら大変重要なことが起きたんだなと思っております。私がしゃべったことに万が一間違いがございましたら、また答弁のときに訂正をしてください。副町長をはじめ関係した本人と職員さんはそれぞれ処分がしま

して、またその処分のことに対しまして終わりました。ということで、この度はその処分につきましては追及はしませんが、私は特に情報公開について町長の思いを聞きとうございます。大屋町長は、昨年10月31日町長就任の御挨拶の中で、町長の思いを述べられました。大屋町長は情報公開を努めますという言葉がたくさんある中で、その言葉も出ております。そして誰もが参加できる、住み心地のよいまち邑南町を一緒につくっていきましょうという言葉も書かれております。そして11月11日の町長所信表明では4年間の町政運営の基本施政の後に、町民の皆さんの生活の不安、そしてまた解消、そして次世代に誇れる住み心地のよいまちとすることをお誓い申し上げます、という大変いい言葉も書かれております。私は、これらのことはまちづくり基本条例の中で法令遵守と情報公開ということを邑南町は進めてまいっておられましたので、町民にいち早く情報を提供し町民の皆さんに安心をしてもらうという情報公開に努めていくことが、私は大屋町長の思いと思っておりました。しかしながらこの度の事案につきましては、副町長と職員の処分に決まりました。そしてその日にホームページでは出されました。概要と町長のホームページの最後におわびの言葉があったという話も聞きました。私見ておりませんので分かりません。行政の情報公開について、町長の考えをお聞きいたします。島根県をはじめ他の市町村では、懲戒処分の事案など新聞等で処分の日に報道発表しております。なぜ新聞等に発表しなかったのか。その内容が軽かったのか。そして軽いと見て発表されなかったのか。また、このことは情報公開の例から言いますと、町長の言われる町民の知る権利それに反するのではないかと思います。以上2点につきまして、お答えをお願いいたします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） まず、情報公開に対する姿勢です。就任以来、例えば私自身の資産公開については今まで閲覧でしたが、閲覧は見に来ていただかないと分からないというものを、ホームページに公開できるようにしました。それは要綱等の改正が必要です。そのほかを含めまして極力思いを伝えるとかいう形で、積極的にやってきたつもりです。やってはいますが足りない部分。やればやるほど足りないという認識は十分あります。その中でこの度の職員の処分についてのお話です。まず規則、決まりではホームページに公表するになってますので、公表をさせていただきました。今までも公表したホームページを見られて報道等されてきましたので、基本は

そこだと思っております。記者発表については改めてその内容等について決めるということですが、この度の処分が重かったかどうかということはありませんが、基本的には組織的問題があって、町民全体に不安を与える影響範囲と組織の責任を鑑みて、ホームページ上の公開にさしていただいています。知る権利ってということをおっしゃられました。町としたら全く隠すつもりもないです。ホームページということでした。知る権利っていう点では、町として隠すつもりはないですし公開してることです。1点すみません。今回の事案について、令和3年の町政座談会で住民から訴えがあった。1年間放置してっていうお話をされたんですが、この間の経緯をきちっと理解していただかないと誤解を招くので、その間の経緯・詳細な流れのきちっとした経緯については、改めて副町長から答弁をさせていただきます。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 冒頭山中議員から、令和3年11月に町政座談会でそういった訴えがあったということ。その訴えに対しては、現場を確認したり水質検査をしたり対応をとっております。最終的にポンプの交換を行っております。そのポンプを交換した後実際濁り水が収まってはいなくて、その訴えがその後1年間あったんですが、それがしっかりと情報共有がされていなかったという経緯になります。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 今短くしてくださいと言いましたのは、私たまたま一身上の都合で欠席をしました臨時会の際に、議員の皆さんにしゃべられたということだと思いましたので、短くしてくださいと言いました。町民の皆さんテレビを見ておられる人は意味が分からないかもわかりませんが、これはまたいろんな面で出されるか、そういう座談会のほうで質問があったら議会のほうはもちろん副町長のことで理解したということでございます。お願いします。先ほど大屋町長さんが、これは組織のことだと言われました。組織のこれ犯罪という言葉は使っちゃいけないのだと思いますが、組織の中で起きたということに対して、その最高責任者である大屋町長のコメントが軽かったか、簡単にいやそれはホームページで出しているの町民に隠したわけ

ではない。これは分かります。ただ、1例2例として懲戒処分を県とか他の市町村でもやったときには、新聞報道にまず出します。そのことを聞きたいわけです。だけ、それが新聞報道に出すほどの重さの罪ではなかったのかということ。そのときの思いというものをもう一度お願いします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 総合的に判断して、その都度報道発表するかしないかという決まりになってます。そのときの総合的な判断ということで、町民全般に広く影響があるとか犯罪かって言われたんですが、本人が利益のためにやったっていうことは犯罪だと思いますが、そういう事例ではないという判断で、総合的に判断をしました。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） それにつきましてはまた後から詳しく聞きます。2番目に、私は大屋町長の町政に対する姿勢を問うということに挙げております。町長に就任されて13か月過ぎました。これがもう早くたった1年と思うのか。まだまだ1年だと思うのか。これはどう見るかは、本人の考え次第というように思っております。私、合併後前石橋町長下の20年が終わり、新しい邑南町を築き上げるために、邑南町のトップである町長に大屋町長はなられました。私は大屋町長さんで5人目の町長となります。今までの4人、大屋町長で5人。これはどの町長さんも町民に対して、まず夢を語りそしてその夢を現実に導かれました。これは地方知事の最大の役割は、住民の生命とそして財産を守ることであり、また住民に寄り添うことが住民との信頼関係が築かれるものだ。町長の仕事はそれが最高の仕事だと思っております。この度の事案につきましては新聞報道10月15日。これは山陰中央新報でした。これを見られた人から朝電話がありました。水道水の濁ったものがなぜ1年以上も放置されていて、また職員が、関係住民に住宅を転居するように上司と相談なく文書を勝手に送ったんだと。今、役場はどのようなことになっておるんだということで、私はその電話の相手から怒られました。私はその電話のことを聞きながら、大屋町長に対して



●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） すいません。今コメントだされたと言われたんですかね。今後出されると言われたんですかね。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 処分のときのホームページと、改めてこの度、町長・副町長の減給の条例を出すにあたってのコメントを出したということです。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 今は基本的には、大屋町長の釈明と評価。長いこといろいろ話をしたが、新聞の中では記事がええところいおうか悪いところか、そこだけが抜かれて書かれているということですよね。結論的には。分かりました。今そのようなことは、基本的にはみんなには分らんわけですよ。もちろん私たち議会も分らん。町民の皆さんも、たくさん言われた中の一部的なものだけが抜かれて出されてるから。表面的に新聞を読んだ人は、そのように言われたというようにとったわけです。それでいいわけですか。もういっぺんお願いします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 申し訳ないんですがその記事が今手元にないので。記憶の部分はありますが記事の内容は、水道水の濁り水が発生した件とあわせて、なぜ報道発表しなかったかっていうことがあったと思います。コメントは報道発表しなか

ったことに対しての、町長のコメントとしての記事だったと思います。切り取られたりいろいろあるかもしれませんが。水道水に対してのコメントが違うように捉えたという記事ではなかったと思います。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） この件につきまして、私が知る限り町長から議会のこの場では、大変この度町民の皆さんにも迷惑をかけたし議会の皆さんにも心配をかけました、という言葉は私の記憶の中ではないわけです。議会に対してと、この度の町長・副町長の減給のことをコメントに出されると言いましたが、まだ出されてないんですかね。要するに、この度でけりをつけた・つけたいということになりますと、この新聞報道というのはこれですよ。これが出ましたので、これを読まれた方は基本的にはこれをまるで信じておられます。ということは、私は今度出ます町広報の最後でも前でもいいですが、しっかりと最高責任者である町長がその住民さん以外、町民に対して謝らねばならないところ、要するに迷惑かけましたということを思っておられるんなら、私は出すべきだと思います。ということは、何回も言いますようにこの新聞だけで理解をされとる方は、先に言われました町長の思いというのがこの中には載ってありません。ということで、私は町長にお願いでなしにするべきことは、この度の一抔については、執行部の最高責任者としては町長は就任のときから、町政運営でなしにもろもろのことを書かれたりしゃべっておられること。私はがっかりしたというのは、そこなんで。そこががっかりしたと。町長の思いが、私は住民の皆さんには伝わっていないと思います。ということで、この一抔が終わったということになりますと、町広報に載すべきじゃないかと思います。これについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 全ての住民の方に正しく思いを伝えるっていうのは、難しいと思ってます。どういう形であれ。町政座談会の中でも質問は何点かこの件に対してありました。情報が少なくて誤解をされてる方もあります。ある程度読む中で理

解をさせていただいている方もありました。責任のとり方として、この度減給のお願いをしました。それと謝罪するっていうのは、全く別のものだと思います。発表する。何かある。発表するイコール謝罪かっていう話になるのでそこがネックとなって、例えば報道発表する。記者会見しますっていうと、冒頭に謝罪をしなきゃいけない。事実だけを伝えたいっていうことと、減給処分等については、例えば今回もそうですが、記者発表と同時に私たちは責任をこうしますとは言えない。それは議会の皆さんは理解していただけたと思います。減給をこれにしますっていうのも、条例で皆さんに示さないといけないので。先に言っちゃったから、議会の皆さん、重いとか軽いと思ってもってなりますので態度として示す。事実としてホームページ等で公表させていただいたので、これ以上のことをするつもりは現在のところありません。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 割合しぶといですね。信念を通されてるんかどうかわかりませんが、私には、町長のそういう思いである。一つの信念が強いと言うしか取りようがありません。次の質問に入るまでに、いろいろこの件につきましては、副町長が先般の臨時議会のときにいろんなことを言われております。その中には職員の体制問題。そして上下関係といいましょうか、課長と課長補佐とかいう上下関係のことをやっていかないということも、そのときに述べられたと聞いております。ということで私考えたところ、今までの邑南町のそういう職員関係が基本的には風通しがよくなかったのかと。要するに特別職3人の皆さん方と課長さん。そして各課における課長補佐。もろもろの風通しの良さが、この邑南町の中になかったのかということ。この度の一連の事件になったんかなというのは、私の考えですやっぱり上下関係又は同じ課長会の中でも風通しがいい。職員さん同士、課長さんとその課の職員さん。その中で風通しのよさというものを、今後しっかりつくっていく風土というものが、このような事案が二度と出ないようにするためには必要だと思っております。大屋町長さんが頑固なと私は今思っておりますが、はじめ言いましたようにその住宅に議員を含めて誰が入っていても、そのような態度を職員さんからとられたら誰も怒りますよ。先般の一般質問でしたか、そういうような事件を起こして、濁り水を出して、水道水をそのままとるのかとか。また退去された方、自分の金額で退去されて、それに対しては何かの保障されたかされないかというのは、はっきり覚えておりませんが町のトップとして、一職員といいましても町の住民に不安を与え、心配を与え、今から大屋町

長さんはまだ3年間あります。その中で、大屋町長を信用できる町民をつくっていくのが、12月そして11月に言われました、邑南町の安心・安全、そのまちをみんなで作っていきましょうという言葉に私はなると思っています。そのことをお願いをしたいと思っております。時間的ですので最後にこれと同じ問題ですが、通告書には懲戒処分そして審査委員会についてと通告をしております。この訓令は、邑南町の職員に対する懲戒及び分限に関する処分の実施並びに退職者の在職中の懲戒処分に該当するか、不可の判断を適正に行う委員会と聞いております。私は、委員会の構成と会議の運営についてお尋ねをいたします。1番目に、審査委員会では町長が任命権者となり委員を選び選任をされておると思っています。その中で町長は入れんということになりますと、誰が委員長になられるのか。多分副町長さんだと思いますが、それが1点。そしてこの構成委員の人数。この中、町職員さんだけでおられるもんか。今外部経験者といひましようか外部から学識経験者。このような方が入れられているのかどうか。この会議自体が秘密会なのか。それとも、堂々と皆さんの傍聴というか見られるものか。どのような方向なのかというのが二つ目。そしてこの会議が終わり次第議事録というものが残されているんかどうか。それが公開されるのか。この3点についてお願いいたします。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 懲戒処分審査委員会のことについて、お問合せをいただきました。事前に質問いただいた中でいうと、構成委員の人数、外部の人数、会議の公開・非公開、議事の公開の部分についての4点かと思っております。1点ずつお答えをさせていただきます。懲戒処分審査委員会の構成等についてお答えをさせていただきます。先ほどおっしゃいましたように、邑南町職員の懲戒及び分限処分に関する規定というものがございまして、構成委員の人数ですが委員長、副委員長、委員の合計7名となっております。具体的なこと言いますと、副町長が委員長となります。教育長が副委員長となりまして、あとは職員の中から選ぶというようなことになっております。外部委員のことについてですが、外部委員の規定はございません。あくまでも総務課長及び職員の中から任命ということで、外部委員は人選はしておりません。それから会議の公開についてです。個人のプライバシー保護及び率直な意見の交換を保障するという観点から、規定の第4条第3項により秘密会としており非公開としております。同項の規定により議事は公表はしておりません。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） これ私も分かりませんが、職員もしくは在職者、辞められた職員さんが対応するということだと思いますが現職員さんだけですか。はい、いいえ。職員の場合には、町長は任命者でございますので、町長はそこには入れないということですね。それで危惧しましたのは、これは条例か法令か規程か何かで、その人数と、そしてまた職員間、外部の学識経験者は入れないということがうたっているのですか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） この懲戒処分審査委員会については先ほど言いました、邑南町職員の懲戒及び分限処分に関する規定の中でうたっております。先ほどお問合せありました外部の学識経験者については、この規定の中にうたっておりません。ただ、こちらの手順としましては、あくまでも正式な手続を踏んだ中できちんとした判断ができていのかどうかについては、邑南町の顧問弁護士にも相談をさせてもらう形で、外部の方の意見等もいただいているところでございます。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） もう一度確認したいんです。これは規定であるので、条例でないんで、若しくは法令でないんで、顧問弁護士さんに相談すりゃ外部の学識経験者を入れてもいいということですか。それとも、規定はそこらどうなってるんですか。多分雰囲気的には分かったと思いますが、町長は諮問します。副町長が委員長。教育長おります。総務課長が委員の中の多分大将だと思います。あとの役場職員さんというのが、身内の中でその身内を処分をするわけです。これ今の時代にええんかなと。どうしても、そのようなことがあってはありませぬし多分ないとは思いますが、

今どの関係いろんな面でも、最終的には外部委員を入れて第三者委員会というような格好で、いろんな目が動いております。これについては、そういうように学識経験者を、私は本当は入れられるなら過半数はおるべきだと思いますが、これは法的にはどうなっているのでしょうか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 確かに規定の中には外部の学識経験者という規定はございません。今回の意見を伺いまして、改めてというところは、今のところはまだ考えておりません。ただ先ほど言いました顧問弁護士さんの方に判断基準等について、それが過大なのか過小なのかについて意見等いただいております。それが一つの外部からの意見というところでとらまえて、これまでやってこさせてもらっております。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 今総務課長は、今後考えてもええだ悪いだ、顧問弁護士さんがどうのこうのいうようなことを言われました。ということは、これは学識経験者もあるととっていいわけですね。はじめに言いましたように、私にどがなこと聞いてんですかと聞かれとったら、これを言いますよ。だったら法的なことが調べられますよ。町長とも相談できますよ。これをやらないので、こういう最後の答弁ができないわけです。それは強く言いときます。これに対して町長はどう思いますか。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 出していただいた通告書に対して、議員の皆さんに質問するのはやめましようと言ったのは私です。いろんな思いで書かれてて、流れがあつて、聞くと質問に対して、本来はどういう思いでこの質問を出されてるんだろうと、

一生懸命考えながら様々な答えを用意します。ただ検討会に出てみたら、私は3つも4つも思うけど、課長によっては、議員さんに聞いたら本当に聞きたいのはこれですって言って、その答えしか用意しないです。ですので議論が深まらないということで、一生懸命通告書の中から何を聞かれないのかということで、数字が聞きたければ数字を書かれば良いと思う。質問内容を書いていただくのが本来の通告書だと思います。ある意味曖昧な通告書を書いて、こちらが何を聞きたいんですかって聞いてやるっていうと、質問と答弁が今までかみ合わないのはそこだったので、私のほうから聞きに行くのはやめましょう。お互い答弁がかみ合わないようだったら、議員さんも一所懸命書き方を考えていただくといいし、私たちももう少し深く考えて準備をしましょうということで、一般質問が深まるために、聞きに行くのは私の判断でやめさせていただいています。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 分かりました。多分、議会の通告のやり方が悪いと思いますので、数字をしっかりと書いて通告をしたいと思います。ただ、今総務課長は、ある程度中途半端なことを言いました。町長としては、懲戒処分審査委員会持ち方についてはどのように考えられ、今の気持ちでいいです。お願いします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議員さんの指摘は、身内が身内を審査するので、判断が甘くなるんじゃないかということだと思います。それがないように、身内だから好きだから甘くなるのもありますし、嫌いだから重くなるのもあるかもしれません。当然、本人は不服であれば申立てを別の機関にすることができます。どの程度の判断がふさわしいかどうかは事前に弁護士さん等にお聞きしながら、このあたりだろうということを最終的に皆さんで議論をしていただくので、今の時点では、適正に職員の皆さんが職務遂行の中でしていただいております。外部を入れるとかっていう必要性はないと思ってます。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 先ほどの件につきましてはトップである町長は、このまま弁護士さんと相談しながらやるということで、外部は今を入れる必要はないという思いでおるということですよ。分かりましたとは言いません。なるべくなら今の時代だったら外部学識経験者という人が入ってやるんが、今の時代のやり方ではないかと思っております。また、再度思いを検討してほしいと思っております。二つ目の項目に挙げております、公営住宅（県営・町営）外国人入居審査について問うに移りたいと思います。この二つ目の質問でございます。現在、町営住宅又は県営住宅もあります。この県営住宅につきましては、町の住宅係がいろいろな受付もろもろのことをやりながら、それを最終的には県のほうに送って、許可を取るというようなのが県営住宅の在り方でございます。私が言いました外国人の方が日本に來られて、すぐ入居できるというようなことが、なかなか審査上今は難しいということでございます。この度聞いておりますのは、法令では昭和55年2月8日付旧建設省住宅局の通達で、公営住宅法に国籍の規定はなく、外国人でも入居はできるとなっております。そこで外国人ということですが、現在町内に何人かの方が外国籍で住まわれております。そのうち医療福祉関係では何人勤めておられますか。お尋ねをいたします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 町内の外国人就労人数と、医療福祉関係で働いておられる方の人数を御質問いただきました。今年度国勢調査を実施するに当たり、地域みらい課が、本年9月町内の事業所へ聞き取りをさせていただいているところでございます。町内の外国人就労者は88名と伺っております。そのうち議員お尋ねの医療福祉関係にお勤めの方は、16名でいらっしゃいました。またこちら医療福祉政策課の把握ですと、12月1日現在では18名いらっしゃると把握しております。またお聞きしております中には、今年度中にはあと4名増えられるというふうにも伺っております。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） ありがとうございます。今88名。そのうち医療福祉関係が16名。そしてまた手元には、18から今後4人の方が医療福祉関係に来られるということでございます。私になぜこの医療福祉関係だけに絞ったと言いますと、あと進出企業会も88名の中に入っておられます。進出企業会が外国人労働者というんか就労者というんか、この方が入るときには会社で寮をつくられたり、しっかりと住宅を手当てをして外国から来られます。大体契約を日本の場合は法人がやっておりますので、その法人との契約が済んで日本に入ってから入るまでに、大体6か月ぐらいかかります。ということは6か月間の猶予があるわけでございます。進出企業会あたりの場合には入る部屋が決まっておりますので、入国審査そして就労関係のほうが通りましたら即入れます。ただ私が言いたいのは、その外国人就労者の中でも特に医療そして福祉関係の場合には、向こうの学校におられる方との契約をしますので、日本にはまだ入ってこられません。日本に6か月先ぐらいい入国するためには、いろいろな難しいところがございます。まず、就労してもらおうということで住居探しをしますが、大変難しい状況というのが書類審査ということになります。初めて日本に来られる特に女性の場合は車の免許もございませんし、ほとんどが働く事業所として住まい、住宅の距離が遠くても雨の日もありますので、5、6分から10分以内と、それも自転車ですよ、というようなところしか探すことができないと聞いておるところでございます。そして今邑南町でも空き家活用ということで、そういう空き家もあります。しかしながら、若い女の人がある大きな部屋、大きな空き家、これはほとんど敬遠をされます。今の鍵のかかる小さなマンション的なところ、そういうところ以外は大きな空き家がなんぼ設備が良くても、とても若い女性が1人日本に来てそこに入るとことはまず敬遠をされます。またその中の空き家でも、台所・トイレ・風呂。ここの整備が済んでないところまた悪いところは、その事業所が金をかけまして改修をします。安かったらいいわけですが、やはり数百万の金額はかかるというようなことが実際の現状です。そのような中で特に医療福祉関係の事業所に入るときには、やはり町営住宅そして又は県営住宅そのようなところに申請をします。今までは難しいことがあります。それは申請の中には、日本にお住まいの方が町営住宅・県営住宅に申し込んでも、前年度の所得証明も必要ですし、また現住所がいります。特に保証人というところは、まずそろってから、給料に応じて町内の所得の高いところには入れませんという格好であります。この中には抽選というものがございます。その抽選というものは、抽選をする前には、邑南町といたしましうか全国かどうか分かりま

せんが、障がい者の方そして高齢者の方が多分優先になっておると聞いております。その後に抽選ということでございますが、審査の中で基準を甘くせとはないんですが、その審査の中身のやり方というものが今言いましたような条件に対して、さっと通りますよというようなことが今後できないかということの質問でございます。よろしく申し上げます。答弁をお願いします。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議長、番外。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** 番外、沖野資産経営課長。時間が少なくなっておりますので、質問・答弁等簡潔に申し上げます。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 外国人の町営住宅への入居でございます。今御質問にありましたように、様々な書類が必要となっております。外国人であろうとも所定の書類がそろえば、日本人と同じような状況で町営住宅への入居は可能でございます。ただ今お話の中でございますと、福祉事務所が社員のために住宅が用意できればって受け止めさせてもらったわけなんですけど、そういった活用になりますと、町営住宅としては目的外の使用ということになります。住宅法上これはできないということになります。しかしながら全国的に、そういった空室を有効活用するということが進められておりまして、邑南町におきましてもこういったケースにつきまして、事前の御相談がありましたら、今後町営住宅の有効利用については、検討していきたいというふうに思います。これは国に対して申請することになりますので、多少時間がかかります。情報として早めに御相談いただくと、町全体の状況とかを考えながら目的外活用について検討していきたいと思っております。

●**山中議員（山中康樹）** 議長、11番。

●**漆谷議長（漆谷光夫）** 11番、山中議員。

●**山中議員（山中康樹）** 検討してやろうという明るい雰囲気になってきました。1点だけ、町営住宅の場合は資産経営課が今やられとると聞いております。これの中で必要な町営住宅。必要というか近くのところがええなところを、今資産経営課が持っておるところ。これどうなるか分かりませんが、総務課のほうの一般財産にしてもらって。そこは総務課じゃないかね。一般財産かまうのどこかいな。一緒にしようるん。要するに、できたら町営住宅法もろもろの格好。建つとるもん違いますが、

それに対してそれを普通財産に落としていただいて、普通財産になると今度は資産経営課のほうができますので、そういうことは多分議会かけにゃ落とされませんが、いう検討も一緒をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

( 山中議員降壇、「拍手」あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で山中議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後１時１５分とさせていただきます。

—— 午前 11 時 35 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 15 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程第 3 議案第 90 号

邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開をいたします。日程第 3、議案第 90 号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を、議題といたします。討論は反対討論から始め、次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。これより、討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 90 号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第 90 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第4 議案第91号  
邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園  
条例の一部改正 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第4、議案第91号邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第91号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第91号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第5 議案第92号  
邑南町教職員住宅管理条例の一部改正 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第5、議案第92号邑南町教職員住宅管理条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第92号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第92号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第6 議案第93号  
 邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
 条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第6。議案第93号邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第93号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第93号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 議案第94号  
 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
 条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第7、議案第94号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 議案第94号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。この条例の第1条は、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるためのものです。引上げの理由として、数年間支給割合が据え置かれているため、今のタイミングで修正をするというものでした。2024年の国民生活基礎調査の概況によると、生活の意識調査では、生活が苦しいと感じている世帯は全体の約6割にもなっています。特に、児童のいる世帯では苦しいと感じている割合が64.3%と最も高く、子育て世帯の経済負担の大きさがうかがえます。今、激しい物価の上昇、資材の高騰、年金の実質的減額や、医療費の負担増などの社会保障の後退で、町民の暮らしの厳しさは増しています。中小企業への支援、最低賃金の引上げ、農業者への支援などが不十分な中、町民の理解が得られないものと考えます。以上の理由から、本議案に反対する討論といたします。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●石國議員（石國佳壽子） 議長、1番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1番、石國議員。

●石國議員（石國佳壽子） 議案第94号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に、賛成の立場で討論いたします。合併以来、20年間変更がなかった特別職への期末手当の月数を一般職と同じ月数に合わせる変更です。特別職の給与は、物価上昇や賃金上昇に連動しにくい制度で、今後の制度の改正の期待を込めて、私は邑南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正に賛成をいたします。議員各位の賛同を求めるものです。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第94号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、議案第94号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 議案第95号

邑南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第8、議案第95号邑南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありますか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 議案第95号邑南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行います。いわゆる子ども誰でも通園制度は、2024年6月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことによる制度です。背景には、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えていて支援を求めている状況があり、保育所等に通っていない子どもも含め、全ての子どもの育ちを応援し子どもの良質な成長環境を整備するということを目指すとしています。こども家庭庁は、この制度の実施を見据えて2024年度に既に試行的事業を実施して、その中間取りまとめや取りまとめが公表されています。その中で、幾つかの課題や再検討の必要性が指摘されています。利用時間や人員配置基準。保育者のやりがいや緊張感。一時預かり事業との関係。また保育事業の経験のない営利企業でも、施設の基準を満たしていれば参入が可能とされていることなど、本当にそれでよいのか審議が不十分ではないかと思えます。対象となる子どもは、生後6か月から満3歳未満の未就園児です。保育施設における死亡事故は、預け始めが

非常に多いことから、慣れない施設に預けることは重大なリスクに子どもたちをさらすことになりませんか。子どもたちの安全は守られるのですか。2026年度全自治体での実施がされるようですが、自治体は保護者が安心して子どもを預けることができるよう現場の声もよく聞き取って改善点を指摘し、自治体から国へ要望を上げていくことも必要です。制度そのものは必要とされるものであることは理解できます。しかし、設置基準等の吟味が不十分であることから、本議案に反対し討論いたします。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●石國議員（石國佳壽子） 議長、1番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1番、石國議員。

●石國議員（石國佳壽子） 議案第95号邑南町乳児等通園事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に賛成の立場で討論いたします。この条例は、国が実施しようとするこども誰でも通園制度を邑南町でも実施するための条例制定です。来年、令和8年4月から実施されますので、それに合わせて制定を行わなければ邑南町で実施することができません。それによって、私は邑南町乳児等通園事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に賛成をいたします。議員各位の賛同を求めます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第95号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、議案第95号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 9 議案第 9 6 号

工事請負契約の変更契約の締結

( 高原小学校改修 ( 2 期 ) ) )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 日程第 9、議案第 9 6 号工事請負契約の変更契約の締結を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第 9 6 号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 全員賛成。したがって、議案第 9 6 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 0 議案第 9 7 号

令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第 8 号 )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 日程第 1 0、議案第 9 7 号令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第 8 号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。

す。議案第97号に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第97号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第11 議案第98号  
令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第4号 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第11、議案第98号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第98号に、賛成の方の挙手を求めます。  
( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第98号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第12 議案第99号  
令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第4号 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第12、議案第99号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。  
( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第99号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第99号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第13 議案第100号

令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第2号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第13、議案100号令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第100号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第100号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 議案第101号

令和7年度邑南町電気通信事業特別会計

**補正予算第2号 )**

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第14、議案第101号令和7年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第101号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第101号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

**（ 日程第15 議案第102号**

**令和7年度邑南町水道事業会計補正予算第3号 ）**

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第15、議案102号令和7年度邑南町水道事業会計補正予算第3号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第102号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第102号は原案のとおり

決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 16 議案第 103号  
令和 7 年度 邑南町 一般会計 補正 予算 第 9 号 )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 16、議案第 103号 令和 7 年度 邑南町 一般会計 補正 予算 第 9 号を、議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○大屋町長 (大屋光宏) 議長、番外。

●漆谷議長 (漆谷光夫) 番外、大屋町長。

○大屋町長 (大屋光宏) 議案第 103号の提案理由を御説明申し上げます。議案第 103号 令和 7 年度 邑南町 一般会計 補正 予算 第 9 号は、歳入歳出それぞれ 5, 334 万 6, 000 円を追加するものでございます。詳細につきましては財務課長が説明しますので、よろしく申し上げます。

○森田財務課長 (森田政徳) 議長、番外。

●漆谷議長 (漆谷光夫) 番外、森田財務課長。

○森田財務課長 (森田政徳) 議案第 103号、令和 7 年度 邑南町 一般会計 補正 予算 第 9 号について説明をいたします。予算書の 1 ページです。第 1 条 歳入歳出 予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ 5, 334 万 6, 000 円を追加し、歳入歳出 予算総額を 138 億 4, 283 万 8, 000 円とするものです。歳入歳出 予算の補正の款項の区分及び金額については、2 ページから 3 ページの第 1 表 歳入歳出 予算補正に記載しています。今回の補正は、11 月 28 日に閣議決定された国の令和 7 年度 補正 予算 第 1 号案において、物価高対策として、重点支援 地方 交付金の拡充や子ども 1 人当たり 2 万円の子育て 応援 手当の給付などが盛り込まれたことにより、関連する 予算を 追加するものです。補正 予算の内容を、予算に関する 説明書の 事項別 明細書で説明します。4 ページの歳入です。14 款 国庫 支出金 2 項 国庫 補助金 2 目 総務 費 国庫 補助金 は、物価高 騰 対応 重点 支援 地方 創生 臨時 交付金で、燃料 券 交付 事業 費 及び 邑南 町 エアコン等 購入 支援 事業 費 第 2 期 の財源として、2, 682 万 7, 000 円を追加するも

のです。3目民生費国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金で、子育て応援手当支給事業費の財源として、2,651万9,000円を追加するものです。6ページから歳出です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の046燃料券交付事業費（重点交付金）は、物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し町内に住所を有する世帯主の方に燃料券を交付するもので、2,024万9,000円の追加です。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の019子育て応援手当支給事業費は、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、子ども1人当たり2万円の応援手当を支給するもので、2,651万9,000円の追加です。7款商工費1項商工費2目商工業振興費の023邑南町エアコン等購入支援事業費第2期（重点交付金）は、現在邑南町エアコン等購入支援事業を来年1月末までを対象期間として実施しておりますが、家計支援と地域内消費のさらなる促進を図るため対象期間を2月末まで延長し、第2期事業として国の重点支援地方交付金を活用して実施するもので、657万8,000円の追加です。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより、質疑に入りますが、あらかじめページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。これより、議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第103号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第103号につきましては原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第17 閉会中の継続調査の付託 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第17、閉会中の継続調査の付託を、議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、これを閉会中の継続調査に付することに御異議はありますか。

( 「異議なし」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第18 議員派遣 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第18、議員派遣を、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと存じます。これに、御異議はありますか。

( 「異議なし」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 閉会宣告 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和7年第5回邑南町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

—— 午後 1時43分 閉会 ——